

生	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生保第13号  
令和4年4月8日

各 署 長 殿

生活安全部長

中央競技団体における推薦基準要綱の改定について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第34号。以下「改正政令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第5号。以下「改正府令」という。）により、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の加盟地方団体により行われてきた推薦が日本スポーツ協会により行われることとされたところ、今般、日本スポーツ協会から、別添のとおり、推薦基準要綱の改定を行った旨の通知を受けたので、各所属においては、下記の事項に留意の上、引き続き適正な運用を図られたい。

なお、この要綱は、日本スポーツ協会とその推薦依頼を行う公益社団法人日本ライフル射撃協会、一般社団法人日本クレー射撃協会又は一般社団法人日本バイアスロン連盟（以下「各中央競技団体」という。）において検討がなされ、警察庁とも協議済みのものである。

## 記

### 1 改定の概要

#### (1) 推薦主体の変更に伴う改正（各中央競技団体共通）

下記の手続については、その推薦主体が日本スポーツ協会の加盟地方団体から日本スポーツ協会に変更されることから、各中央競技団体の推薦依頼先についても、日本スポーツ協会の加盟地方団体から日本スポーツ協会に改正された。

ア 18歳以上20歳未満の者が猟銃の所持の許可を受けようとする場合（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の2第2項第1号及び令第11条第2項）

イ 現に猟銃を所持している射撃競技選手が、技能講習を修了することなく、同種類の猟銃の所持の許可又は更新を受けようとする場合（法第5条の2第3項第1号、第7条の3第2項及び令第13条第2項）

ウ 10歳以上18歳未満の者が空気銃（空気拳銃を除く。）を所持するため、年少射撃資格の認定を受けようとする場合（法第9条の13第1項及び令第28条第2

項第1号)

エ 21歳以上25歳未満の者が猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする場合（法第9条の3第1項及び規則第42条第1項第1号）

(2) 推薦事務の合理化に伴う改正（公益社団法人日本ライフル射撃協会）

公益社団法人日本ライフル射撃協会においては、推薦事務の合理化のため、推薦を受けようとする者がオンラインで申請できるシステムを導入することとしたところ、これに伴い推薦の申請等に係る事務が変更された。（全推薦基準要綱4関係）

(3) 推薦基準の改正について（公益社団法人日本ライフル射撃協会、一般社団法人日本バイアスロン連盟）

ア 空気拳銃の所持に関する再推薦の技量基準の改正（公益社団法人日本ライフル射撃協会）

近年の空気拳銃射撃競技の実施状況等を踏まえ、空気拳銃の所持について再推薦を受けようとする場合（18歳未満の者に係る場合を含む。）における技量基準が改正された。（空気拳銃の所持に関する推薦基準要綱3(6)、低年者の空気拳銃の所持に関する推薦基準要綱3(7)関係）

イ バイアスロン競技専用ライフル銃の所持に関する推薦基準の改正（一般社団法人日本バイアスロン連盟）

一般社団法人日本バイアスロン連盟が主催して行う資格認定協議会等において、高性能のバイアスロン用レーザーライフルが使用されている現状を踏まえ、その技量に関する推薦基準が改正された。（ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱3(6)関係）

## 2 留意事項

(1) 改正政令及び改正府令に係る経過措置の対応

改正政令及び改正府令の経過措置により、施行（本年4月1日）の際、現に日本スポーツ協会の加盟地方団体から推薦されている者は、日本スポーツ協会から推薦された者とみなされるところ、その者が施行日前に日本スポーツ協会の加盟地方団体から発行を受けた推薦書は引き続き有効となることから、誤りのないよう留意すること。

(2) 所持許可等申請時における適正な審査

今般改正された推薦基準は、従前の推薦基準から緩和されたものではなく、競技実態等を踏まえ一層の適正化を図る内容となっているので、これを踏まえ、引き続き所持許可等申請時における適正な審査を推進すること。

(3) 推薦に基づき所持する猟銃及び空気銃の所持許可更新申請時の措置

推薦に係る猟銃又は空気銃の所持許可更新申請を受けた際には、当該推薦書の有効性を確認するため、各中央競技団体に連絡し、推薦書の有効性を確認するこ

と。（各中央競技団体とは協議済み）

**【連絡先】**

（公社）日本ライフル射撃協会：03-6721-0792

（一社）日本クレール射撃協会：03-6804-3970

（一社）日本バイアスロン連盟：011-374-5136

担当：生活保安課  
営業・危険物係